

# 大分県報

令和二年  
第一三五号  
八月二十八日

（金曜日）

## 目次

### 告示

- 一 青少年に有害な興行の指定
  - 一 土地改良区の解散認可
  - 一 指定予定保安林（五件）
  - 三 解除予定保安林（二件）
  - 四 道路区域の変更
  - 四 竹田市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更に関する公聴会の開催
  - 四 宇佐都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更に関する公聴会の開催
  - 四 日出都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更に関する公聴会の開催
  - 五 建築基準法による道路位置の指定
  - 五 公 告
  - 五 競争入札参加者の資格に関する公示
  - 六 一般競争入札の実施
  - 八 清算人の就任
  - 九 林業種苗法による生産事業者講習会の開催
- 大分県告示第四百七十九号
- 次の興行は、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるので、青少年の健全な育成に関する条例（昭和四十一年大分県条例第四十号）第二十条第二項の規定により、これを有害興行に指定した。
- 令和二年八月二十八日

### 告示

大分県知事 広 瀬 勝 貞

指定年月日	種類	題名	制作社名 又は配給社名	指定理由
令二・八・一七	映画	どすけべサラリーマン 快樂処世篇	新東宝映画	著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を害するおそれがある。
〃	〃	凌辱ホステス ぶち込まれて	オーピー映画	
〃	〃	密通の宿 悦びに濡れた町	オーピー映画	
〃	〃	濡れた愛情 ふしだらに暖めて	オーピー映画	

### 大分県告示第四百八十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十七条第二項の規定により、次の土地改良区の解散を認可した。

令和二年八月二十八日

土地改良区名	所在地	認可年月日
武蔵町第一土地改良区	国東市	令二・八・七

### 大分県告示第四百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和二年八月二十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 保安林予定森林の所在場所  
佐伯市弥生大字尺間字久保一三八〇番、一三八一番、字フシツキノ本一三八六番（次の図に示す部分に限る。）
- 指定の目的  
水源の涵養
- 指定施設要件  
1 立木の伐採の方法

部森林保全課及び大分県南部振興局並びに佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。

大分県告示第四百八十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和二年八月二十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 保安林予定森林の所在場所

佐伯市宇目大字木浦内字下落水一〇六九番一(次の図に示す部分に限る。)、一〇六九番三、一〇七〇番、一〇七六番五、一〇七六番七、字上落水一一七五番一・一一九九番・

一二〇二番(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)、一一八五番、一一八八番一、一一八九番、一一九一番、一二〇一番一、字サコノ越一二七五番二一、一二七五番五

三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は択伐による。

字下落水一〇六九番一・一〇七六番五・一〇七六番七・字上落水一一七五番一・一

一八八番一・字サコノ越一二七五番二一(以上六筆について、次の図に示す部分に限

る。)

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町

村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産

部森林保全課及び大分県南部振興局並びに佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第四百八十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり農林水

産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和二年八月二十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 保安林予定森林の所在場所

佐伯市米津大字小浦字山平三五〇番一、三五一番から三五七番まで、三五九番から三

六六番まで、三六七番一、三六八番一、三六八番二、三六九番一、三七一番二、三七二番

一、四〇三番

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は択伐による。

字山平三五〇番一・三五一番・三五三番・三六八番一・三六八番二・三六九番一

(以上六筆について、次の図に示す部分に限る。)

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町

村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産

部森林保全課及び大分県南部振興局並びに佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第四百八十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり農林水

産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和二年八月二十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和二年八月二十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 保安林予定森林の所在場所

佐伯市直川大字仁田原字ヲリヲ四〇八五番、四〇九一番、字内ヶ畑四三二四番、直川大字横川字ヲリヲ三八九八番

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県南部振興局並びに佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第四百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和二年八月二十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 保安林予定森林の所在場所

竹田市大字城原字上原二番一（次の図に示す部分に限る。）、字穴井瀬二六番一

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町

村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県豊肥振興局並びに竹田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第四百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林の指定を解除する予定である旨通知があった。

令和二年八月二十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 解除予定保安林の所在場所

日田市天瀬町馬原字モツフ一二一番九から一二一番一一まで

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 解除の理由

道路用地とするため

大分県告示第四百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林の指定を解除する予定である旨通知があった。

令和二年八月二十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 解除予定保安林の所在場所

竹田市久住町大字添ヶ津留字矢形木二三一番・三三三番（以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を大分県農林水産部森林保全課及び大分県豊肥振興局

並びに竹田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第四百八十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和二年八月二十八日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和二年八月二十八日

大分県知事 広瀬勝貞

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長
県道大分臼杵線	大分市金池南二丁目二九二〇番五から大分市金池南二丁目二九二五番三まで	前 後	メートル 七・八・二 〇 〇	メートル 一三八・六 一三八・六

大分県告示第四百八十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定により、竹田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(竹田都市計画区域マスタープラン)を変更するに当たり、都市計画法に基づく公聴会の開催手続等に関する規則(昭和四十四年大分県規則第五十七号。以下「規則」という。)第二条の規定に基づき、公聴会を開催する。

規則第四条の規定により、竹田市の住民及び利害関係人は、公述申出期限までに、知事に公述の申出をすることができる。なお、公述申出期限までに、公述の申出がない場合は、公聴会を中止し、その旨を大分県ホームページに登載する。

令和二年八月二十八日

大分県知事 広瀬勝貞

一 都市計画の種類

竹田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(竹田都市計画区域マスタープラン)

二 都市計画を定める土地の区域

竹田都市計画区域

(区域は、別図のとおり)

三 公聴会の開催日時等

開催日時 令和二年九月二十四日(木) 午後七時から

開催場所 竹田市役所 三階会議室

四 閲覧期間

令和二年九月一日(火)から  
令和二年九月十五日(火)まで

五 公述申出期限

令和二年九月十五日(火)まで

六 都市計画の案の閲覧場所

大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課

竹田市大字会々千六百五十番地 竹田市建設課

七 公述申出書の配布及び受付場所

大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課

竹田市大字会々千六百五十番地 竹田市建設課

(「別図」は、省略し、都市計画の案の閲覧場所に図書を備え置いて閲覧に供する。)

大分県告示第四百九十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定により、宇佐都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(宇佐都市計画区域マスタープラン)を変更するに当たり、都市計画法に基づく公聴会の開催手続等に関する規則(昭和四十四年大分県規則第五十七号。以下「規則」という。)第二条の規定に基づき、公聴会を開催する。

規則第四条の規定により、宇佐市の住民及び利害関係人は、公述申出期限までに、知事に公述の申出をすることができる。なお、公述申出期限までに、公述の申出がない場合は、公聴会を中止し、その旨を大分県ホームページに登載する。

令和二年八月二十八日

大分県知事 広瀬勝貞

一 都市計画の種類

宇佐都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(宇佐都市計画区域マスタープラン)

二 都市計画を定める土地の区域

宇佐都市計画区域

(区域は、別図のとおり)

三 公聴会の開催日時等

開催日時 令和二年九月二十五日(金) 午後七時から

開催場所 宇佐市役所 多目的ホール

四 閲覧期間

令和二年八月二十六日(水) から

令和二年九月九日(水) まで

五 公述申出期限

令和二年九月九日(水) まで

六 都市計画の案の閲覧場所

大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課

宇佐市大字上田千三十番地の一 宇佐市建設水道部都市計画課

七 公述申出書の配布及び受付場所

大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課

宇佐市大字上田千三十番地の一 宇佐市建設水道部都市計画課

(「別図」は、省略し、都市計画の案の閲覧場所に図書を備え置いて閲覧に供する。)

大分県告示第四百九十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定により、日出都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(日出都市計画区域マスタープラン)を変更するに当たり、都市計画法に基づく公聴会の開催手続等に関する規則(昭和四十四年大分県規則第五十七号。以下「規則」という。)第二条の規定に基づき、公聴会を開催する。

規則第四条の規定により、日出町の住民及び利害関係人は、公述申出期限までに、知事に公述の申出をすることができる。なお、公述申出期限までに、公述の申出がない場合は、公聴会を中止し、その旨を大分県ホームページに登載する。

令和二年八月二十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 都市計画の種類

日出都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(日出都市計画区域マスタープラン)

二 都市計画を定める土地の区域

日出都市計画区域

宇佐都市計画区域

(区域は、別図のとおり)

三 公聴会の開催日時等

開催日時 令和二年九月二十八日(月) 午後七時から

開催場所 日出町役場 大会議室

四 閲覧期間

令和二年八月二十六日(水) から

令和二年九月九日(水) まで

五 公述申出期限

令和二年九月九日(水) まで

六 都市計画の案の閲覧場所

大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課

速見郡日出町二千九百七十四番地一 日出町都市建設課

七 公述申出書の配布及び受付場所

大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課

速見郡日出町二千九百七十四番地一 日出町都市建設課

(「別図」は、省略し、都市計画の案の閲覧場所に図書を備え置いて閲覧に供する。)

大分県告示第四百九十二号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号の規定により、次のように道路の位置を指定した。

令和二年八月二十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

指定番号	指定位置	指定年月日	道路の幅員	道路の延長
大土第二一 一号	由布市挾間町挾間字塚本八五 二番七	令二・八・一二	メートル 五・〇〇	メートル 二六・五九

○公 告

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される調達契約(以下「特定調達契約」という。)の締結が見込ま

れるので次のとおり公示する。

令和二年八月二十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 調達をする特定役務の種類  
大分県総合ヘルプデスク運営業務委託
- 二 競争入札の参加者資格

- 1 競争入札に参加することができない者

- (一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第一項の規定に該当する者

- (二) 営業に關し必要な許可、認可等を得ていない者

- (三) 営業年数が一年未満の者

- (四) 県税を滞納している者

- (五) 競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

- (六) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第二条第二号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

- 2 資格審査事項については、次のとおりとする。

競争入札に参加することができる者は、基準日（申請書を提出する月の初日をいう。以下同じ。）及び基準年度（基準日の属する年度の直前の事業年度をいう。以下同じ。）の決算時の実績において、知事が次に掲げる事項について審査し、入札参加資格があることを認めたとする。

- (一) 営業概要
  - ア 自己資本額（基準年度の決算時の実績をいう。）
  - イ 競争入札に係る業務の実施に必要な要員の有無（基準日において有する要員の状況をいう。）
  - ウ セキュリティ管理体制（基準日における保管データの管理やセキュリティ確保に必要な対策の実施状況をいう。）
- (二) 営業年数（基準日までの営業年数をいう。）
- (三) 流動比率（基準年度の決算時の実績で、流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分率で表したものをいう。）

- 三 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

- 1 申請の方法

県の所定の競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。

- 2 申請書の提出先及び問合せ先

大分県商工観光労働部情報政策課電子自治体推進班  
〒八七〇―八五〇―一 大分市大手町三丁目一番一号  
電話 ○九七―五〇六―二〇七―一

- 3 申請の時期

令和二年八月二十八日から同年九月十七日までとする。なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

- 四 入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格を取得した日から令和四年三月三十一日までとする。

- 五 競争入札参加資格審査申請書の入手方法

- 1 申請書の交付場所
- 三の2に同じ

- 2 インターネットによる入手

大分県ホームページ <http://www.pref.oita.jp/sosiki/14250/sankashikaku.html>

- 六 競争入札参加資格の取消し等

1 競争入札参加資格を有する者が次の各号のいずれかに該当する場合その他知事が必要と認める場合は、当該競争入札参加資格を取り消し、又は競争入札参加資格を停止した時から三年以内で知事が定める期間、競争入札に参加させないものとする。

- (一) 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合
- (二) 二の1の(一)から(六)までに該当すると判明した場合

2 1により競争入札参加資格を取り消したときは、その旨を当該競争入札参加資格を取り消された者に通知するものとする。

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

令和2年8月28日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 1 競争入札に付する事項

- (1) 業務名 大分県総合ヘルプデスク運営業務委託
- (2) 契約期間 令和2年11月1日から令和4年10月31日までの長期継続契約とする。
- (3) 業務内容 「大分県総合ヘルプデスク運営業務委託仕様書」のとおり

<p>2 大分県物品等電子入札システムの利用</p> <p>本案件は、大分県物品等電子入札システム（以下「物品等電子入札システム」という。）で行い、紙による入札は認めないものとする。また、入札に係る事項は、この公告に定めるもののほか大分県物品等電子入札システム運用基準による。</p> <p>3 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項</p> <p>この調達については、次に掲げる全ての要件を満たしている者に限り入札参加を認める。</p> <p>(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 大分県が発注する情報システム開発業務の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格を取得した者であること。</p> <p>(3) 物品等電子入札システムにより事前に入札参加申請を行い、入札参加の承認を受けた者であること。</p> <p>(4) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。</p> <p>なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。</p> <p>ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）</p> <p>イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）</p> <p>ウ 暴力団員が役員となっている事業者</p> <p>エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者</p> <p>オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者</p> <p>カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者</p> <p>キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者</p> <p>ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用してしている者</p> <p>4 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所</p> <p>上記3の(2)に掲げる入札参加資格のない者で入札を希望する者は、競争入札参加資格審査申請書に必要な書類を添付して、次に掲げる時期及び場所に提出すること。</p> <p>(1) 申請の時期</p> <p>令和2年8月28日（金）から同年9月17日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝</p>	<p>日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 申請書類の入手場所及び提出先</p> <p>大分県商工観光労働部情報政策課電子自治体推進班 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-2071</p> <p>大分県ホームページ <a href="https://www.pref.oita.jp/soshiki/14250/sannkashikaku.html">https://www.pref.oita.jp/soshiki/14250/sannkashikaku.html</a></p> <p>5 契約に関する事務を担当する部局の名称</p> <p>大分県商工観光労働部情報政策課電子自治体推進班</p> <p>6 入札説明書の交付に関する事項</p> <p>(1) 場所</p> <p>大分県電子申請システムにて申込みを行った者に対し、メールにて交付を行います。システムを利用するには利用者登録が必要となります。登録・利用方法についてはシステム内の案内に従ってください。</p> <p>大分県電子申請システムURL <a href="https://www.egov-voita.pref.oita.jp/SpolJuminWeb/GuestPageHome">https://www.egov-voita.pref.oita.jp/SpolJuminWeb/GuestPageHome</a></p> <p>手続名「入札説明書の交付」</p> <p>(2) 日時</p> <p>令和2年8月28日（金）9時から同年10月7日（水）10時まで</p> <p>7 契約条項を示す場所及び日時</p> <p>上記6に同じ。</p> <p>8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨</p> <p>(1) 使用言語 日本語</p> <p>(2) 通貨 日本国通貨</p> <p>9 物品等電子入札システムによる入札金額の入力期限</p> <p>物品等電子入札システムにより、下記の期間に入札金額を入力するものとする。</p> <p>期 間 自 令和2年8月28日（金）9時 至 平成2年10月15日（木）10時</p> <p>10 物品等電子入札システムによる開札</p> <p>開札予定日時 令和2年10月15日（木）11時</p> <p>11 再入札</p> <p>開札した場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項</p>
---	--

の規定により再入札を行う。この場合において、再入札については、金額の入力期限、開札日時及び最低入札価格を物品等電子入札システムにより通知する。

12 入札保証金に関する事項  
免除とする。

13 契約保証金に関する事項  
免除とする。

14 入札の無効

大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。

なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。

(1) 金額の記載がないもの  
(2) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。

(3) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。

(4) 誤字脱字等により、意思表示が不明瞭であるとき。

15 落札者の決定の方法

(1) 有効な入札書を提出した者で、大分県契約事務規則第23条の規定により作成された予定価格の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、物品等電子入札システムにおいて、電子くじによる落札者決定を行う。

16 その他

(1) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

(2) その他の詳細は、入札説明書による。

17 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased

Oita Prefecture Comprehensive Help Desk administration duties

(2) Time limit for Tender

10 : 00 a.m. 15 October 2020

(3) Contact point for the notice

Commerce,Industry,Tourism and Labor Department

Information Policy Division

Promoting e-Government Group

Oita Prefectural Government  
3-1-1 Ohte-nachi, Oita city 870-8501  
TEL (097) 506-2071

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十八項の規定により、清算法人武蔵町第一土地改良区（国東市）から、就任した清算人の氏名及び住所について次のとおり届出があった。

令和二年八月二十八日

大分県知事 広瀬 貞

氏名	住所
一丸 政春	国東市武蔵町池ノ内三九四番地一
岩本 明弘	武蔵町丸小野一三四七番地
橋下 義生	武蔵町丸小野一九三〇番地
元 永土人	武蔵町麻田二〇八五の二番地
井平 直人	武蔵町麻田四四八番地
四丸 徳	武蔵町狭間四四番地
清原 米蔵	武蔵町吉広一九三三番地
末綱 藤美	武蔵町吉広三一九番地一
滝口 俊介	武蔵町手野一〇一番地五
藤嶋 英好	武蔵町手野一九四二番地
厚田 庄治郎	武蔵町成吉七〇二番地
花木 和義	武蔵町志和利四二八番地
相部 謙二	武蔵町三井寺五三一番地
穴見 清敏	武蔵町内田六三三番地一
末清 弘己	武蔵町糸原一〇六七番地
河野 久孝	武蔵町糸原一七〇五番地

西村 俊哉	〃 武蔵町小城三一三番地
大塚 定博	〃 武蔵町池ノ内一三一番地
有次 憲司	〃 武蔵町内田四八二番地
林 典央	〃 武蔵町志和利五番地

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十一条第一項の規定により、次のとおり生産事業者講習会を開催する。

令和二年八月二十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 講習会の日時及び場所

1 日時 令和二年九月二十九日 午前十時から

2 場所 大分市大手町三丁目一番一号 大分県庁舎新館 十三階 一三三会議室

二 講習内容

1 種苗に関する法令 二時間

2 種苗の産地及び系統に関する事項 二時間

3 種苗の生産技術に関する事項 二時間

三 受講申込書の受付期間及び提出先

講習を受けようとする者は、生産事業者講習会受講申込書を令和二年九月二十三日までに住所を管轄する大分県各振興局農山（漁）村振興部に提出すること。

四 講習手数料

講習を受けようとする者は、林業種苗生産事業者講習手数料として、一万四千円の大分県収入証紙を受講申込書に貼り付けること。

五 その他

1 受講者は、筆記用具を持参すること。

2 講習会当日は、一般外来駐車場のご利用が出来ません。各種公共交通機関をご利用になるか、私用車でお越しの場合は周辺の有料駐車場をご利用ください。